

■ 2009 年合格目標 ■

択一データファイリング講座



第1編 憲法総論..... 1

第1章 憲法の意義及び基本原理..... 1

1 憲法の意義.....	1
2 憲法の基本概念.....	1
3 法の支配.....	2
4 近代立憲主義と現代立憲主義の比較.....	3

第2章 前文の構成..... 5

1 前文.....	5
2 前文の法的性質.....	6

第3章 天皇..... 7

1 天皇の国事行為.....	7
2 国事行為の代行.....	10
3 天皇の責任.....	11
4 皇位の継承.....	11
5 皇室に関する経済的規制.....	12

第2編 人権..... 13

第1章 人権総論..... 13

第1節 基本的人権の意義及び分類.....	13
1 基本的人権の意義.....	13
2 基本的人権の分類.....	13
3 法規範性・裁判規範性.....	14
第2節 人権の享有主体.....	15
1 外国人.....	15
2 法人.....	17
3 公務員.....	19
4 被収容者等.....	21
5 未成年者.....	22
第3節 私人間における人権の保障.....	23
1 私人間に適用される憲法の規定.....	23
2 その他の規定の私人間効力に関する学説の対立.....	24
3 私人間効力に関する主要な判例.....	25
第4節 人権保障の限界.....	27
1 「公共の福祉」による人権制約.....	27
2 二重の基準論.....	28
3 国民の義務.....	28

第2章 包括的基本権 **29**

第1節 幸福追求権 (13条)	29
1 幸福追求権の法的性質 (通説)	29
2 幸福追求権の内容	29
第2節 法の下での平等 (14条)	33
1 憲法14条1項の規定内容	33
2 関連主要判例	35

第3章 精神的自由権 **37**

第1節 思想・良心の自由 (19条)	37
1 憲法19条の規定内容	37
2 具体的問題	38
第2節 信教の自由 (20条)	39
1 宗教の意義	39
2 信教の自由	39
3 政教分離の原則	40
第3節 学問の自由 (23条)	43
第4節 表現の自由 (21条)	45
1 総説	45
2 知る権利	46
3 集会の自由・結社の自由	47
4 言論・出版その他一切の表現の自由	48
5 報道の自由・取材の自由	49
6 選挙運動の自由	50
7 表現の自由に対する規制	51
8 検閲	53
9 通信の秘密	54

第4章 人身の自由 **55**

第1節 奴隷的拘束及び苦役からの自由 (18条)	55
第2節 適正手続の保障 (31条)	55
1 保障内容	55
2 学説	56
3 31条と行政手続	56
第3節 刑事手続上の諸権利	57
1 不当逮捕からの自由 (33条)	57
2 不法な抑留・拘禁からの自由 (34条)	57
3 不法な捜索・押収からの自由 (35条)	58
4 自白に関する権利 (38条)	59
5 刑事被告人の権利 (37条)	60
6 遡及処罰の禁止・一事不再理ないし二重の危険の禁止 (39条)	61

第5章 経済的自由権 **63**

第1節 居住・移転・海外移住・国籍離脱の自由	63
1 居住・移転・海外移住の自由（22条1項）	63
2 海外移住・国籍離脱の自由（22条2項）	64
第2節 職業選択の自由	65
1 職業選択の自由	65
2 職業選択の自由に対する規制	66
第3節 財産権（29条）	69
1 29条1項	69
2 29条2項	69
3 29条3項	70

第6章 社会権 **75**

第1節 生存権	75
1 生存権の内容	75
2 生存権の法的性格	75
第2節 その他の社会権	77
1 教育を受ける権利（26条）	77
2 勤労権（27条）	79
3 労働基本権（28条）	80

第7章 国務請求権 **83**

第1節 請願権（16条）	83
第2節 裁判を受ける権利（32条）	83
1 裁判を受ける権利の内容	83
2 訴訟と非訟	84
第3節 国家賠償請求権・刑事補償請求権（17条・40条）	85

第8章 参政権 **87**

1 参政権の意義	87
2 選挙権の法的性質	87

第3編 統治機構 89

第1章 統治総論 89

第1節 権力分立	89
1 総説	89
2 三権の長の選任	90
第2節 民主制と選挙・政党	91
1 直接民主制と代表民主制	91
2 日本国憲法における民主制	91
3 選挙に関する諸原則	91
4 議員定数不均衡に関する判例	92
5 選挙区	92
6 代表の方法	93
7 政党	94

第2章 国会 95

第1節 国会の地位	95
1 国会中心立法の原則	95
2 国会単独立法の原則	95
3 立法概念	96
第2節 国会の組織	97
1 総説	97
2 衆議院の優越	97
3 衆議院の優越事項	98
4 活動上の関係	98
第3節 国会の活動	99
1 会期の種類	99
2 参議院の緊急集会	100
3 衆議院の解散・総選挙・緊急集会（54条）	101
4 会期に関する原則	101
5 会議の公開	102
6 議決の要件	102
第4節 国会議員の特権	104
1 総説	104
2 不逮捕特権（50条）	104
3 免責特権	105
第5節 国会の権能	106
1 国会の権能	106
2 条約の承認（61条）	106
第6節 議院の権能	108
1 議院の権能	108
2 国政調査権	108
3 議院規則制定権と法律	109

第3章 内閣	110
第1節 独立行政委員会	110
第2節 議院内閣制	112
1 議院内閣制の意義	112
2 議院内閣制の本質	112
第3節 内閣の組織と権能	114
1 内閣総理大臣と国务大臣	114
2 内閣の権能と内閣総理大臣の権能	114
3 内閣の責任	115
4 内閣の総辞職	116
5 衆議院の解散 [平 18-1]	116
第4章 司法	118
第1節 司法権	118
1 司法権の概念	118
2 法律上の争訟	118
第2節 司法権の限界	120
1 総説	120
2 統治行為	120
3 部分社会の法理	121
第3節 司法権の独立	122
1 総説	122
2 裁判官の身分保障	122
第4節 裁判所の組織と権能	124
1 裁判所の組織	124
2 最高裁判所裁判官と下級裁判所裁判官の比較	124
3 国民審査	124
4 最高裁判所規則と法律	125
5 最高裁判所規則と法律の関係	125
第5節 裁判の公開 (82条)	126
第6節 違憲審査制	128
1 違憲審査制の法的性格	128
2 我が国の違憲審査権の法的性格	128
3 違憲判決の効力	129
4 違憲審査制と違憲判決の効力の関係	129
5 違憲審査制の主体と対象	129
6 条約	130
7 憲法判断の方法	131
第5章 財政・地方自治	133
第1節 財政	133
1 財政民主主義	133
2 租税法律主義の内容	133
3 公金支出の禁止	134
4 予算・決算	135

第2節 地方自治	137
1 地方自治の本旨	137
2 地方公共団体	137
3 条例制定権	138

第6章 憲法保障	139
-----------------	------------

1 憲法保障の類型	139
2 超憲法的保障	139
3 憲法改正	139

(注 9) 接受について、通説は外国の大使・公使を接見することに限るべきであるとするが、実際には、大使・公使の信任状の受理も天皇が行うのが慣行となっている。

(注 10) 「儀式を行ふ」とは、天皇が儀式を主宰することをいう。即位の礼（皇室典範 24）などがこれに当たる。

(注 11) 国務大臣の意義

【図表 13】

	広義の国務大臣	狭義の国務大臣
意 義	内閣総理大臣を含む内閣の構成員全員	内閣総理大臣を除いた内閣の構成員
具体例	憲法尊重擁護義務を負う国務大臣 (99 条)	天皇が任免を認証する国務大臣 (7 条 5 号)

(注 12) 「その他の官吏」には、最高裁判所判事（長官以外の最高裁判所裁判官、裁判所 39 条 3 項）や高等裁判所長官（裁判所 40 条 2 項）などがある。

(注 13) 全権委任状とは、特定の条約の締結に関し全権を委任する旨を表示する文書をいい、信任状とは、大使・公使を外交使節として派遣する旨を表示する文書をいう。

(注 14) 大赦，特赦，減刑，刑の執行の免除及び復権をあわせて恩赦という。恩赦とは、公訴権を消滅させ，又は刑罰権の全部又は一部を消滅させる行政権の作用である。

(注 15) 条約の締結について当事国が最終的に確認することを批准といい，国として条約を批准する旨の意思を表示した文書を批准書という。条約の締結（相手国との交渉及び批准）は内閣の権限に属する（73 条 3 号本文）。なお，条約が国会の承認（73 条 3 号但書）を受けて成立したときは，天皇がこれを公布する（7 条 1 号）。

(注 16) 「その他の外交文書」には，大使・公使の解任状などがある。

2 国事行為の代行

【図表 14】

	臨時代行	摂政
地位の発生原因	天皇に精神若しくは身体の疾患又は事故があるとき、内閣の助言と承認により、天皇が国事行為の代行を委任する（4条2項，臨時代行2条1項）	皇室典範所定の場合（5条） ①天皇が未成年であるとき（皇室典範16条1項） ②天皇が精神若しくは身体の重患又は重大な事故により国事行為を自らすることができると皇室会議で判定されたとき（皇室典範16条2項）
代行する国事行為の範囲	代行を委任された国事行為（国事行為の全部でも一部でもよい）	国事行為の全部（天皇の法定代理機関）
資格者	成年に達した皇族（臨時代行2条1項，皇室典範17条1項）（注）	成年に達した皇族（皇室典範17条1項）（注）
在任中の訴追免除の制度	ある（臨時代行6条）	ある（皇室典範21条）

（注） 皇族とは、天皇以外の皇室の構成員（皇后・太皇太后・皇太后・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王）をいう（皇室典範5条）。